

平成22年5月17日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

田代政彦

捜 査 報 告 書

(罪名) 政治資金規正法違反 (被疑者) 小沢一郎

上記被疑事件につき、平成22年5月17日、石川知裕を取り調べた状況は下記のとおりであるので報告する。

記

第1 取調日時・場所

平成22年5月17日午後0時50分～同日午後6時00分

東京地方検察庁908号室

第2 供述状況

1. 取調べの冒頭、本職が「貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はないということは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点については、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護士から、今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じる必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分について、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを受けての再捜査でしょうし、私自身も深く関与した事実についてのことで、本日は、任意に

取調べを受けることにして出頭しました。」旨述べ、取調べを受けることに同意した。

2. 本日は

- ① 陸山会の平成16年分の収支報告書の不記載・虚偽記入の理由
- ② 同収支報告書の不記載・虚偽記入についての小沢一郎への報告・了承
- ③ 定期預金担保貸付についての小沢一郎に対する説明と了承
- ④ 小沢一郎に対する収支報告書案の説明と決裁

などについて、改めて確認したい旨告げた上、①につき、「4億円の収入不記載は、小沢先生が何らかの形で蓄えた簿外の資金であり、表に出せない資金であると思ったからであり、土地購入に係る支出不記載は、民主党代表選挙への影響を避けるためであった。」旨の供述は合理性が乏しい、②及び③につき、小沢一郎の積極的な指示があったのではないか、④につき、収支報告書案の説明などはより具体的かつ詳細になされたのではないか、などを追及するも、石川は、いずれの点についても否定し、新たな供述を得ることはできなかった。

3. そこで、石川に対し、「これらの点に関し、これまで供述して調書にしたことについては、そのとおり間違いはないか。」と申し向けたところ、同人は、「うーん。」と唸り声を上げて暫く考え込んだ後、本職と以下のやりとりをした。

石川： 問題はそこですよ。そこをどうするかですよ。

本職： 何が問題なんですか。

石川： まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。

問題は小沢先生に関わる場所ですよ。

だって、一昨日、小沢先生は検事に対し、改めて、私から収支報告書への不記載などについて一切説明を受けていないし、定期預金担保貸付の必要性などについても説明を受けていない、収支報告書案も見せてもらっていないなどと言って供述調書を作ったわけですよ。

それなのに、私が、今日、「これまでの供述はそのとおり間違い

ありません。」ってやったら、小沢先生の説明を否定することになりますよね。

でも、先ほどの4点については、これまで検事から何回も聞かれ、わたしの記憶している限りのことを話して、供述調書も取られてるわけですから、それを今更否定して、「あれは嘘です。」なんて言えないと思いますし、本当にどうするのが良いのか分からないんですよ。

今日は話だけして、供述調書は作らないという選択はないんですか。

本職： 本日の供述内容については供述調書を作成したいと考えているが、それに署名押印するかどうかは貴方自身の判断ですよ。

石川： 常識的に考えて、今更、署名拒否なんてできないでしょ。署名拒否でも良いですか。

本職： だから、それは貴方自身の判断ですよ。どうしますか、署名拒否にしますか。

石川： そんな、突き放さないでくださいよ。

本職： 既に署名指印した供述調書については、実際に貴方が貴方の記憶どおりに供述したことが録取されているということで間違いはないですか。

石川： それは否定できないですよ。

無理に嘘を調書にされたということはありませんし、その内容も毎回、自分でだいぶ長い時間をかけて確認した上で署名指印したんですから。

本職： 例えば、小沢先生に対する報告とその了承や、定期預金担保貸付の必要性の説明について、貴方がどういう形で供述して調書を録取したか覚えていますか。

石川： だいたい覚えていますよ。

確か、逮捕された次の日でしたから、今年1月16日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、小沢先生に報告をして了承を得たことや、小沢先生からの4億円を表に出さないた

めに定期預金担保貸付を受けるという説明をして了承を得たことを大まかには話したと思いますが。

私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません。」などと言い張っていたら、検事から、「貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。」って言われちゃったんですよ。

これは結構効いたんですよ。

それで堪えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよ。

本職： そうでしたね。

それで、翌日1月17日の日曜日、更に具体的にその状況を確認した上で、供述調書を録取しようとしたら、貴方は「安田先生から、土日は絶対に供述調書に署名したら駄目だと言われているので勘弁してください。」と言って、供述調書を作成させませんでしたよね。

石川： 確かに、そう言いました。

本職： そして、1月18日月曜日、土日は貴方の言うとおりの供述調書は作らなかったが、今日はこれまでの供述内容を調書にしますよと言うと、貴方は、「実は、今日も接見で安田弁護士から、『どんな内容の調書であっても署名してはならない。例え供述したとおりのことが書いてあると思っても、どういう使われ方をするかわからないから、署名は拒否するように。』ときつく言われたんですよ。検事、本当に申し訳ないんですが、もう1日待ってもらえませんか。」などと言って泣き付いてきましたよね。

石川： そのとおりです。

本職： 結局、1月18日も供述調書は作成せず、1日待って19日になっても、「今日の接見でも、安田先生から署名拒否を強く指示されたので署名できない。」などと言って、ごねていたじゃないですか。

石川： そうでしたね。

でも、検事から、「供述していることが事実であって、そのとおりの内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はないでしょ。」と理詰めで来られて、私もそのとおりだと思ったので、最後は、私が「調書に署名したことは、安田先生には内緒にしてください。」とお願いして、この日に供述調書を作ったんでしたね。

本職： そういう経緯で供述調書を作成し、その後も何度か同じ趣旨の供述調書を録取しているわけだから、現段階で、供述調書への署名指印を拒否したり、供述を後退させる、例えば、最初のころのように、収支報告書の不記載なども定期預金担保貸付も、全て貴方の判断で行ったことで小沢先生には報告も説明もしていないし、了承も得ていないとするのは、慎重に考えた方がいいですよ。特に、供述を後退させた場合に、その供述調書を読んだ人がどう思うかということですよ。

石川： どう思いますかね。

本職： それは貴方が供述調書を読む人の立場に立って考えて判断すればいいんじゃないですか。

石川： 今更、小沢先生は関係ありませんでしたなんて言っても、信じてもらえるわけがないし、かえって、小沢先生が口止めしたに違いないとか、やっぱり絶対的権力者なんだなって思われますよね。

本職： そう解釈される可能性もあるでしょうね。

石川： いや、みんなそう思うんじゃないですか。

しばらく沈黙した後

石川： 分かりました。

色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、

否定しません。

これまでの供述を維持するということで、供述調書を作ってもらって結構です。

ただ、また、その供述調書がマスコミに漏れて、「石川議員が小沢氏の説明と矛盾する供述」などと書かれると困りますので、今日、私がそういう供述調書に署名指印したことは絶対に漏れないようにしてください。

本職： その点は、最大限配慮します。

4. さらに、本職が、従前の供述を維持するとして、保釈後、マスコミなどに向けて、収支報告書の不記載などについて、犯意を否定するかのような発言や、小沢先生への報告・了承や定期預金担保貸付の説明を否定するかのような発言をしているように見受けられるが、その点をどのように説明するのかと問うたところ、石川は

私の発言を注意深く読んでいただければ分かりますが、私は、マスコミに対しても、小沢先生への報告・了承や担保貸付の説明を否定したことは一度もないんですよ。

「小沢先生への報告・了承はあったのか。」などという質問に対し、いつも、「詳しい報告や説明はしていません。」と答えるようにしているんです。

質問と答えとがかみ合っていないんですが、こう答えておけば嘘にはなりませんから。

あとは、色々と威勢の良いことを言っているように見えるかも知れませんが、すべて支援者向けだと思ってご理解ください。

私も、検察の方々が誤解して気を悪くされているんじゃないかと気になっていたんですよ。

と言うので

では、その点も今日の供述調書に盛り込んでおきましょうか。

と申し向けると

その方が誤解されなくて良いかもしれませんね。

お願いします。

と答えた。

5. 上記のとおりやりとりの後、従前の供述を再度確認した上、石川の面前で、本日付け供述調書を口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ

間違いありません。

署名させていただきます。

と言って、同供述調書末尾に署名指印した。

以上

平成22年4月30日

東京地方検察庁特別捜査部副部長

検察官検事 齋藤隆博 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

木村匡良 

捜査報告書

(検察審査会議決の考え方についての検討結果)

(罪名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、東京第5検察審査会が平成22年4月27日の議決書において示した「小澤に共謀共同正犯が成立するとの認定が可能である」との考え方について検討した結果は、別添のとおりであるので、報告する。



第1 議決の要旨（共謀共同正犯が成立するとの認定が可能とした部分に限る）

以下の直接的証拠及び状況証拠、共謀に関する諸判例から小沢一郎こと小澤一郎（以下「小沢」）について共謀共同正犯が成立するとの認定が可能であると指摘している。

1 直接的証拠

- (1) 石川知裕（以下「石川」）は供述調書で「平成16年分の収支報告書を提出する前に、小沢に報告・相談等した」旨供述している。
- (2) 池田光智（以下「池田」）は供述調書で「平成17年分の収支報告書を提出する前に、小沢に説明し、了承を得ている」旨供述している。
- (3) 小沢は、いずれの年の収支報告書についても、その提出前に確認することなく、担当者において収入も支出も全て真実ありのまま記載していると信じて、了承していた旨供述しているが、この小沢供述は、きわめて不合理・不自然で信用できない。

2 状況証拠

- (1) 小沢から提供を受けた4億円（以下「本件4億円」）を原資として陸山会が世田谷区深沢8丁目の土地2筆（以下「本件土地」）を購入した事実を隠蔽するため、融資申込書や約束手形に小沢自らが署名・押印をし、陸山会の定期預金を担保に金利差（年額約450万円）を負担してまで銀行借入（以下「本件銀行借入」）を実行するなど執拗な偽装工作をしている。
 - (2) 土地代金を全額支払っているのに、不動産引渡し完了確認書や合意書（土地の引渡と残代金の支払は契約どおり平成16年10月29日に行うが、買主の希望により本登記は平成17年1月7日に行い、同年分の固定資産税は陸山会が負担することを合意するもの）を取り交わしてまで本登記を翌年にずらしている。
 - (3) 上記の諸工作は、小沢が多額の資金を有していると周囲に疑われ、マスコミ等に騒がれないための手段と推測される。
 - (4) 絶対権力者である小沢に無断で、石川、大久保隆規（以下「大久保」）、池田が本件のような資金の流れの隠蔽工作等をする必要も理由もない。
- 3 共謀に関する諸判例に照らしても、絶大な指揮命令権限を有する小沢の地位と石川、大久保、池田らの立場や上記の状況証拠を総合考慮すれば小沢に共謀共同正犯が成立するとの認定が可能である。

第2 議決の判断の枠組み

議決は、小沢の関与の有無について直接言及している証拠を積極・消極に関わらず直接的証拠とし、小沢の共謀を認定するのに積極的に作用する他の事実を状況証拠と分類して列挙しているものと推察されるが、以下のとおり、石川供述、池田供述、小沢が本件銀行借入の融資申込書等に署名していた事実、小沢が本件4億円の出所を明らかにしようしないという事実と、これらの信用性等に関する事実から小沢の共犯性を判断しようとするその枠組みは、正当なものとして首肯できる。

- 1 石川供述のうち、「平成16年10月下旬、小沢先生に対し、『次期代表選前に、今年の収支報告書が公表される可能性があります。このままですと、3億4000万円の土地購入や先生からの4億円の借入れが出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないのでしょうか。先生に用立てていただいた4億円が表に出ないように、土地代金を銀行からの借入れで決済した

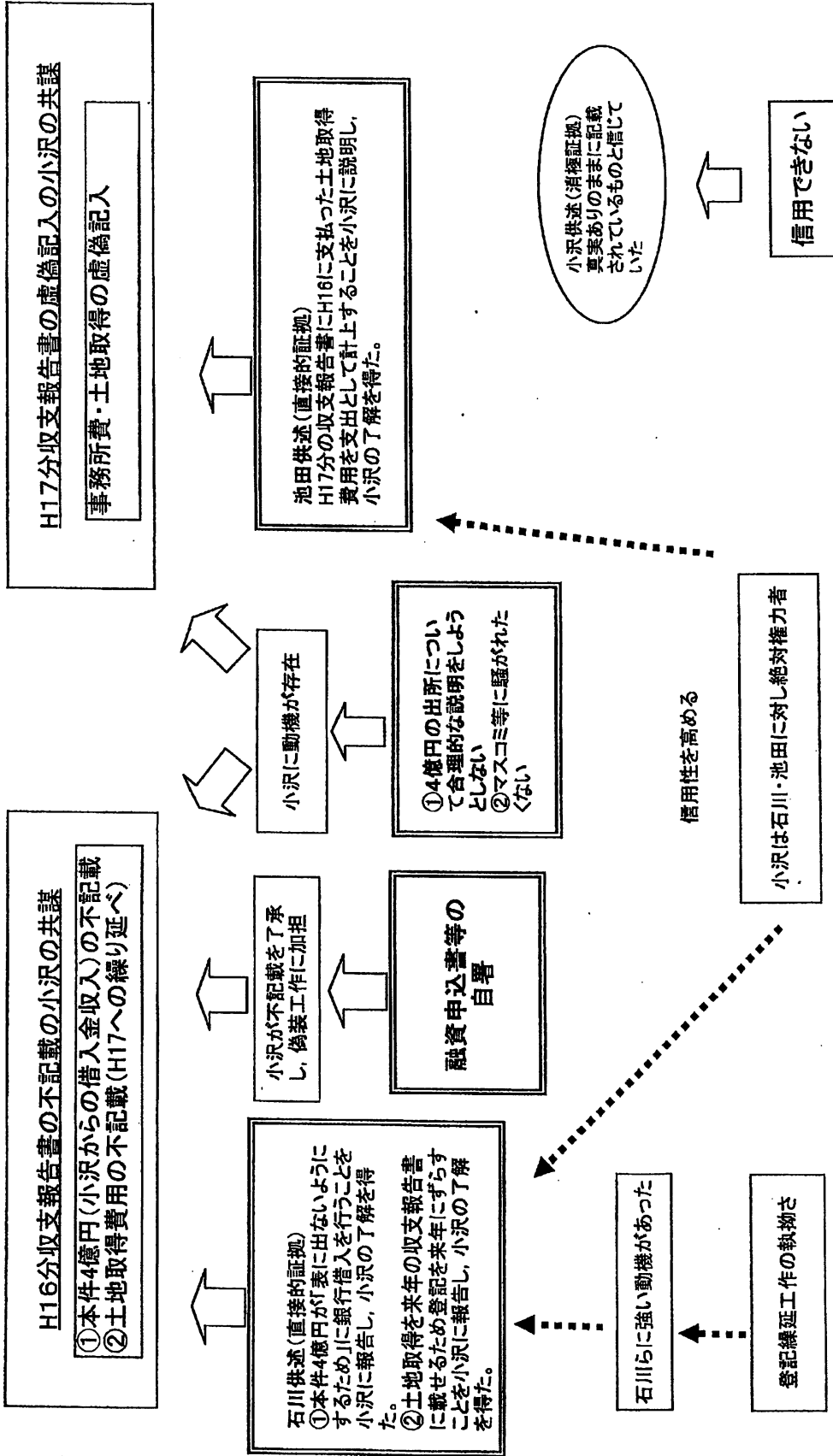
- という外形を整えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをした
いのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思
います』などと言って、小沢先生の了解を得ました。要するに、私は、小沢先生に対し、
深沢八丁目の土地を買った資金が小沢先生の用立ててくれた現金4億円であることと、
平成16年にこの土地を買ったこと自体を表に出したくなかったので、銀行借入で決済
したという外形を整えるために定期預金担保貸付を受けるとか、所有権移転登記を来
年に回すといった話をしたのであり、『表に出さない』というのは、すなわち、陸山
会の平成16年分の収支報告書に記載しないという意味しかありませんでした。平成16
年分の収支報告書に記載すれば、それらのことが公になってしまうからでした。した
がって、私は、先ほどお話しした定期預金担保貸付を受けると、深沢八丁目の土
地の所有権移転の本登記を翌年に回すことについて、小沢先生の了解を得たことによ
り、それらを陸山会の平成16年分の収支報告書に記載しないことについても了解を得
たものと思っていました。」との供述部分は、平成16年10月下旬の時点で、小沢及び
石川の間で、本件4億円を原資としてこの時期に陸山会が本件土地を購入した事実を
隠すため、陸山会の平成16年分の収支報告書に本件4億円の収入と本件土地購入費用
の支出を記載しないことについて意思を通じたことを直接的に証明する積極証拠であ
り、小沢の共謀が認定できるかは、その供述の信用性の判断によるものと考えられる。
- 2 池田供述のうち「平成17年分の収支報告書を提出する前に、小沢先生に対し、『石
川さんから引き継いだとおり、平成17年の収支報告書に、平成16年に支払った深沢8
丁目の土地の約3億5000万円を計上しておきますから』と言って、念のため報告して
おきました。これに対し、小沢先生も、『ああ、そうか。分かった』と言って肯き、
深沢8丁目の土地の売買代金等の支払を、平成17年分の収支報告書に支出として計上
することを了解しました。」との供述部分は、平成17年分の収支報告書を提出する前
に、小沢及び池田の間で、平成17年分の陸山会の収支報告書に平成16年に支払った本
件土地取得費用を支出として計上する虚偽記入について意思を通じたことを直接的に
証明する積極証拠であり、小沢の共謀が認定できるかは、その供述の信用性の判断
によるものと考えられる。
- 3 小沢供述の「担当者において収入も支出も全て真実ありのまま記載していると信じ
て、了承していた」との供述は、共謀について直接的に否定する消極供述（証拠）で
はあるが、検察審査会は、「信用できない」と判断を示している。
- 4 状況証拠(1)として指摘された銀行借入に際して小沢が融資申込書に署名していた
事実については、銀行借入を行う目的は、銀行からの借入金で本件土地を購入した旨
対外的に説明することにより本件4億円が原資であることを隠すためであるところ、
本件4億円の収入を収支報告書に記載したのではこの目的に反することが明らかであ
り、本件4億円の収入を収支報告書に記載しないことはこのような偽装工作の当然の
前提となっていたと考えられるから、小沢がこのような偽装工作の意味を理解して融
資申込書に署名していたとすれば、この事実は本件4億円の収入の収支報告書不記載
を了承した上偽装工作に荷担していたことを示すものとして、小沢の共謀を直接裏付
ける積極証拠と考えられる。
- 5 状況証拠(3)の「小沢が多額の資金を有していると周囲に疑われ、マスコミ等に騒が



れないための手段と推測される」との指摘は、小沢が本件4億円の出所についておよそ合理的な説明をしようとしないう事実と合わせ、小沢に本件4億円を隠蔽する動機すなわちその収支報告書不記載の動機が存在することを示す事実であり、小沢の共謀を推認する積極証拠となり得るものである。

- 6 状況証拠(2)の本件土地購入の時期を偽装する工作の執拗さは、これに直接関与した大久保や石川に平成16年に本件土地を購入した事実を隠さなければならない強い動機があったことを推認させる事実であり、同(4)の政治家小沢とその秘書であった石川、池田らの主従関係から、石川・池田が小沢に無断でこのような隠蔽工作を行う必要も理由もないという事実とともに、石川供述の信用性を高めるものである。

議決で示された考え方



平成22年5月16日

東京地方検察庁特別捜査部副部長

検察官検事 齋藤隆博 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

木村匡良 

捜査報告書

(想定弁解の検討結果について)

(罪 名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、被疑者が主張する可能性のある弁解について検討した結果は、別添のとおりであるので、報告する。

小沢の想定弁解について

本件においては、陸山会の収入として、平成16年10月29日に購入した世田谷区深沢8丁目所在の土地2筆（以下「本件土地」）の購入原資として小沢一郎から提供を受けた4億円（以下「本件4億円」）と、同日、本件土地購入の原資を偽装するために小沢一郎経由でりそな銀行衆議院支店から借り入れた4億円の合計8億円があったのに、陸山会の平成16年分の収支報告書に後者の借入れ（以下「本件銀行借入」）のみを記載して前者を記載しなかったという収支報告書不記載の事実が認められるが、小沢の弁解として、以下のようなものも考え得るので検討する（現に小沢は、再捜査における取調べにおいて、「（本件銀行借入に係る融資申込書等に）署名したときには、自分の提供した4億円を定期預金にして担保になっているのかなあとという意識があったかもしれません」などと供述している。5月15日付け供述調書6丁）。

1 想定弁解

私は、秘書の石川知裕が、私が提供した4億円で、(1)私名義で私の定期預金を設定し、あるいは、(2)陸山会の名義を借りて私の定期預金を設定し、これを担保に銀行から4億円を借り入れて陸山会に転貸するものと思っていたので、陸山会の収入としては転貸分の4億円しか認識していなかった。

2 検討

そもそも小沢は、「石川からはろくな説明もなく、求められるまま本件銀行借入の融資申込書等に署名しただけで、本件銀行借入の趣旨・目的は分からなかった」旨述べる一方、「石川は本件4億円についても転貸分とは別にきちんと収支報告書に記載しているものと思っており、記載されていないことは今回事件になって初めて知った」旨一貫して述べており、本件4億円は陸山会の収入ではない旨の弁解は一切していないから、想定弁解はおよそ小沢の供述と齟齬している（注1）上、

(1) 小沢個人の名義で小沢の定期預金を設定すると思ったということは、

ア 石川が、「陸山会の名義で定期預金を設定する」ことを含め、本件銀行借入について小沢に報告して了承を得た旨一貫して供述していることに反し、

イ 小沢が署名した融資申込書の担保差入人欄には「港区赤坂2-17-12-701 陸山会代表小沢一郎」とあらかじめ陸山会が担保差入人であることを示す記載がされており、当然署名時に気付いたはずであるし、

ウ 小沢個人の名義で定期預金を設定すれば、国会議員の資産等報告書に記載しなければならないところ、平成17年4月5日提出の資産等補充報告書、同年12月19日提出の資産等報告書（同年9月11日現在の報告）に記載されていないし、他の証拠関係から明らかな本件4億円の存在を隠蔽するという本件銀行借入の目的をも没却することになるから、

およそあり得ず、

(2) 陸山会の名義を借りて小沢の定期預金を設定すると思ったということは、

ア 陸山会名義で多数の不動産を所有していることに対して相続税逃れといった批判



を受け、陸山会名義の資産はあくまで陸山会のもので、個人資産とは峻別している旨繰り返し弁明してきた小沢が、自己の定期預金を隠蔽するために陸山会の名義を借りた旨の弁解をすることは政治的にもおよそ想定し難いし、

イ 陸山会の資産としてその収支報告書に記載することを前提としている以上、個人の資産を政治団体の資産と偽って記入することの故意があったということにほかならないから、実際には定期預金は陸山会の資金により陸山会のもので設定され、その資産として収支報告書に記載される一方、本件4億円は直接本件土地購入経費等に充てられた上、収支報告書に記載されなかったという本件においても、同一構成要件内の錯誤として本件4億円不記載の故意を阻却せず(注2)、むしろ、そのような弁解は、小沢自身も本件4億円を隠蔽する意思を持って本件に関与したことを認めるものとして、自白にほかならないから、

想定弁解はおよそ有効な弁解とはなり得ない。

(注1) 小沢が、再捜査における取調べにおいて、「(本件銀行借入に係る融資申込書等に)署名したときには、自分の提供した4億円を定期預金にして担保になっているのかなあという意識があったかもしれませんが」、「潜在的にですけどね。そのような潜在意識があったかもしれないということです」などとあやふやな供述をしているのも、そのような弁解が、「石川からはろくな説明もなく、求められるまま融資申込書等に署名しただけで本件銀行借入の趣旨・目的は分からなかった。石川は本件4億円についても転貸分とは別にきちんと収支報告書に記載しているものと思っており、記載されていないことは今回事件になって初めて知った」という自らの説明と矛盾するものであることを小沢自身が自覚していることを示している。

(注2) 上記のとおり、小沢が本件4億円により定期預金を設定するものと誤信していた旨の弁解は小沢自身の説明と矛盾し信用できないが、仮に「本件4億円により、陸山会名義で定期預金を設定するものと思っていた」旨の弁解を前提としても、①本件4億円を直接本件土地購入経費等の支払に充て、本件銀行借入の担保となる定期預金は手持ち資金で設定するか、あるいは②本件4億円を定期預金設定に充て、これを担保とする銀行借入で本件土地購入経費等を支払うかは、本件4億円と関係団体を含めた小沢事務所の手持ち資金のどちらをどちらに充てるかというだけの問題で、銀行からの借入金という仮装原資により真の原資である本件4億円を隠すという偽装工作の趣旨からは両者に有意差はなく(②の方が銀行借入金で本件土地購入経費等を支払ったという対外的説明に嘘がない点で偽装工作としては一貫しているが、実際の①でも同様の対外的説明をしており、充当関係の実際を公表することを予定していない以上、両者に差はない。)、さらに後者の場合に③陸山会名義の定期預金を小沢個人のものとするか、あるいは④陸山会のもの、すなわち定期預金設定時点で陸山会が小沢から本件4億円を借り入れたものとするかも、それにより小沢個人の定期預金を陸山会のもので収支報告書に計上するか(虚偽記入)、本件4億円の収入を記載しないか(不記載)に結果は分かれるものの、偽装工作の趣旨からはいずれの選択肢もあり得るから、④の認識により虚偽記入の故意がある以上、①の事実経過で本件4億円の収入の不記載という結果となった本件においても、同一構成要件内の錯誤として、故意は阻却されない。

平成22年5月19日

東京地方検察庁特別捜査部副部長

検察官検事 齋藤隆博 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

木村 巨良 

捜査報告書

(小沢供述の不合理・不自然性について)

(罪名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、平成22年1月23日、同月23日及び同年5月15日の3回にわたり、小澤一郎（以下「小沢」）を取り調べたが、3回にわたる取調べによっても、小沢が合理的な説明ができず、不自然な弁解に終始した事項は、別添のとおりであるので、報告する。

聴取事項	小沢供述の概要	虚偽性
<p>(1) 4億円の現金の出所について</p>	<p>1/23 原資は、①平成元年11月21日に大和銀行衆議院支店の普通預金口座から引き出した2億円、②平成9年12月15日に安田信託銀行神田支店の家族名義の口座から引き出した3億円、③平成14年4月3日に安田信託銀行神田支店の家族名義の口座から引き出した6000万円の合計5億6000万円のうち、16年10月に元赤坂 Towers の事務所の金庫に残っていた4億数千円のうち4億円が陸山会に貸し付けた原資である。自宅には保有現金はありませんでした。</p> <p>1/31 個別には覚えていないけれども、トータルで言いますと、口座から引き出した現金と手持ちの現金を足すと7～8億円の手持ち現金があり、平成16年10月の時点で、元赤坂 Towers に4億数千円があり、残りは、女房に「自由な裁量でやりなさい」ということで保管させて管理運用を任せていた現金が3～4億円くらいはあった。</p> <p>5/15 私としては、4億円が自己資金に由来するものであることは間違いないと言えるのですが、いつどこの銀行から出金したものであるかということについては、正確には記憶しておりません。元々現金で保有していたものもありました。1回目の取調や記者会見で説明したことは、その時点で判明した銀行記録に基づいてこれであろうという推測で説明したものでありますが、更に銀行の調査をしたところ、違うということで判明した事実を申し上げただけであり、供述を変えたということとは違うと思います。いつどこの銀行でいくら出金したかというように、明確にひも付けをできる帳簿等の記録も記憶ありませんが、私が元々現金で持っていたお金が、いずれかの銀行から出金した現金のうち4億円であり、正当な自己資金であることは間違いありません。</p>	<p>①1/23の供述における4億円の出所をマスコミに配布するなどして主張していたが、客観的事実との食い違いを指摘されて供述を変遷させ、「いつ、どこの銀行から出金したものが特定する記録や記憶もないが、自己の正当な資金である」として具体的な出所を特定することを放棄している。</p> <p>②平成11年5月31日に小沢自身がそな銀行衆議院支店と交渉して、小沢和子名義で3億5000万円を借り入れて自宅隣地に第二住宅の土地を購入しており、小沢供述を前提にすれば借入金額以上の保有現金があったことになり、借入をする必要はなく、小沢供述は平成11年の借入事実と矛盾する。(和子を聴取すれば、小沢供述の虚偽性が更に明白になる可能性があるが、小沢は和子の聴取を拒否している)</p> <p>③平成14年4月の6000万円の出金に関し、小沢和子は、銀行員に第二住宅の建築費用に充てると説明し、実際にこれに見合う金額の費用が現金で支払われており、小沢供述と矛盾している。(和子を聴取すれば、小沢供述の虚偽性が更に明白になる可能性があるが、小沢は和子の聴取を拒否している)</p> <p>④小沢供述によれば、それまで銀行に預けていた何ら隠す必要もない多額の資金を、特段の理由もなく出金して、長年にわたり、使用することもなく、現金を保管していたことになり、運用面・安全面でも不自然・不合理である。</p>



聴取事項	小沢供述の概要	虚偽性
<p>(2)</p> <p>平成16分の陸山会の収支報告書に本件4億円の借入金を記載しなかったことの認識について</p>	<p>1/23</p> <p>平成16年に私が陸山会に貸した現金4億円についても陸山会から見れば私からの借入金として正しく記載されているものと信じていました。(平成16年分の陸山会の収支報告書には)私が石川に土地購入のために渡した4億円が記載されていないことが分かりましたが、その内容を確認したのは今が初めてであります。</p> <p>5/15</p> <p>事務所費公開の際にも平成16年分、平成17年分の収支報告書の中身を確認しておらず、その時点でも、現金4億円の借入金に記載されていないということに気がついていませんでした。私が記載されていないことを知ったのは、今回の事件が捜査の対象になってからのことです。</p>	<p>①石川供述と矛盾する。</p> <p>② H19. 2. 27付けの週刊文春に対する回答書(小沢自身が池田に指示して修文させており、小沢が内容を確認していることは明らか)と矛盾する。同回答書において、「陸山会は陸山会の預金等を担保にして金融機関から借り入れて事務所等を取得しており、小沢の陸山会への貸付金は、陸山会が金融機関から陸山会の預金等を担保にして借入をする際に金融機関と陸山会の間立った結果発生したものである。収支報告書に記載されている預金は、いずれも陸山会が金融機関から借入をする際に担保として設定したもので、陸山会が長年にわたって積み立ててきた剰余金である」と説明し、不動産購入資金はあくまでも陸山会が用意したもので、小沢個人は資金を提供していないということを強調している。少なくとも、この時点では、本件4億円が平成16年の収支報告書に小沢からの借入金として記載されていないことを知っていたはずであり、小沢供述は虚偽である。</p>
<p>(3)</p> <p>平成16年10月に支払った土地取得費用を平成16年分に記載せず、平成17年分の陸山会の収支報告書に記載したことの認識</p>	<p>1/23</p> <p>土地代金の支出についても平成16年に土地代金を支払ったのですから、平成16年の収支報告書に正しく記載されているものと思っていました。</p> <p>5/15</p> <p>私が平成16年10月に支払われた費用が平成17年分に記載されているのを知ったのは、今回の事件が捜査の対象になってからです。</p>	<p>①石川供述と矛盾する。</p> <p>②池田供述と矛盾する。</p> <p>③ H19. 2. 20に小沢が記者会見を行った事務所費公開は、平成17年分の収支報告書に4億1500万円(平成16年分は3800万円)という巨額な事務所費を計上したことが疑問視されたことに対応したもので、小沢は、平成17年に秘書用の独身寮を新築し、土地代と建設代を事務所費として計上したと説明しており、少なくともこの時点では、平成16年10月に支払った土地代金を平成17年分の収支報告書に虚偽記入したことを知っていたはずであり、小沢供述は虚偽である。</p>



聴取事項	小沢供述	虚偽性
<p>(4) 平成16年10月29日売買代金決済後に陸山会名義の定期預金担保でりそな銀行衆議院支店から4億円の転貸資金の借入をした目的の認識</p>	<p>1/23 私は、その当時、深沢8丁目の売買に関するこ とで必要なだろうと認識しておりましたので、 何らの説明を求めることもなく、石川や銀行員か ら求められるまま署名をしたのだと思います。石 川がなぜこのようなことをしたのか私には分かり ません。</p> <p>1/31 当時は、どのような形で何のために4億円の借 入をするのか理解していないまま石川か銀行員に 求められるまま署名をしただけである。</p> <p>450万円の利息は、金額そのものから言えば大 きな金額ですが、全部任せっぱなしにしていまし たので、そのようなことまで考えておりませんで した。</p> <p>5/15 土地取引に関連して行う手続のひとつであると の理解はありました。私としては、自己資金を出 した後の手続きとして石川に任せていたので、そ の実務的な作業の一環に過ぎないという理解であ りました。私が陸山会に貸し付けた4億円をその まま土地代金に充てて支払うだけで、銀行借入を しないという方法も一つの方法としてあり得るこ とは分かりますし、その方が簡単な方法だとは思 いますが、どのような方法を取るかは、担当者の 石川の判断に任せており、私が口を出すようなも のではありません。石川を信頼して、石川から特 に説明を受けることもなく、求められるまま書類 に署名したものであります。</p>	<p>①石川供述と矛盾する。</p> <p>②年間450万円もの金利負担を伴う4億円もの 融資を受けるのに意図・目的を理解しないま ま、署名したというのは不合理・不自然であ る。</p> <p>③本件融資は、土地取得費用の原資を金融機 関からの借入金であると仮装する、つまり小 沢からの現金4億円の借入金を隠すという意 図・目的で行ったとしかあり得ないことを小 沢も意識しており、これについて趣旨・目的 について石川から説明を受けたことを認める ということは4億円の不記載についての了承 を認めることになってしまうため、石川から 何も説明もなく、意図・目的も分からないま ま署名したと供述しているものと推測され る。</p> <p>④池田供述によれば、本件4億円の融資につ いて平成17年10月に小沢と相談して2億円を 返済し、2億円を継続した上、平成18年3月に は小沢から利息負担を質問され、年間200万 円程度であると伝えると「もったいないから 早く返済するように」と指示して繰り上げ返 済しており、小沢が何らの意図もなく450万 円の利息負担を伴う融資を了承することは考 えられない。</p>



聴取事項	小沢供述	虚偽性
(5) 平成16年10月29日 日に代金決済が完了しているのに、同日には、仮登記のみが行われ、所有権移転登記が平成17年1月7日になされた事実についての認識	5/15 正確には、覚えていませんが、今回の事件が捜査の対象になってから初めて知ったのだと思います。石川が自分なりの判断でやったことだろうと思います。石川になぜこのようなことをしたのかその理由を尋ねたことはありませんでした。私には繰り延べる理由も必要も全くありません。	①石川供述と矛盾する。 ② H19. 2. 20の事務所費公開の際に、登記済権利証、確認書、売買契約書、領収書等を公開しており（登記済権利証を手にとってマスコミに示している）、小沢がバックデイトで作成した確認書の日付は所有権移転登記がされた平成17年1月7日付けとなっていることから、少なくとも事務所費公開の時点では、実際に平成16年10月に代金決済が完了しているのに、同日には仮登記のみをし、平成17年1月7日に本登記をした事実を知っていたはずであるので、小沢供述は虚偽である。
(6) 平成17年3月の4億円の現金入金及び同年5月の4億円の現金出金について	1/23 心当たりはありません。 1/31 先日は、全く記憶にない、心当たりがないと申し上げましたが、実際には、私の一番の支援者でもあった八尋君に関わることで、お話するのは辛かったので、黙っていましたが、実は、病院か自宅に八尋君を見舞いに行った時に、八尋君から「紀尾井町の事務所の奥の部屋にも現金を入れておいたはずなのでこれを口座に入金してしばらくしたら引き出して元に戻しておいてくれ」という話があり、私は八尋君の言ったことを実行するために、石川だったか誰だったか記憶が定かではありませんが、誰かに紀尾井町の改革国民会議及び改革フォーラム21の事務所に現金を取りに行かせて、八尋君の言うとおりに、いったん、銀行の口座に入金して元に戻すように指示したのであります。 5/15 本日の事情聴取のテーマとは違うのでお答えするつもりはない。	①2回目の取調べで供述したことが真実であれば、1回目の取調べにおいて隠す理由はなかったはずである。3回目も答弁を拒否する理由がない。 ②1回目は質問されることを予想しておらず、弁解を用意していなかったために「心当たりがない」と言って逃れ、2回目には裏付けの取りようがない故人の話を持ち出したものと推測される。



聴取事項	小沢供述	虚偽性
(7) 4億円を隠す動機について	3回とも 4億円は、自己の正当な資金であるので、これを隠す必要も理由もない。	①本件4億円のうち5000万円は、H16.10.18に石川が口座入金したものであるが、水谷建設の川村は、銀行の前営業日であるH16.10.15(金)に、大久保隆規の指示で石川に現金5000万円を渡している事実がある。 ②小澤は、「H19.2.20の事務所費公開を行った理由は、平成17年の陸山会収支報告書に4億1500万円という巨額の事務所費を計上したこともあったが、不動産について小澤一郎名義でしか登記できないため、個人の資産となってしまうのではないかの疑念に対応するために行ったという面がある」と供述しており、事務所費公開やその後のマスコミからの質問に対する回答でも、しきりに購入費用は陸山会自身が負担しており、小澤一郎個人は提供していないということを強調して主張して、小澤からの4億円で土地を購入したことを隠しており、現在の小沢供述と矛盾した対応をしている。小沢の個人資金で陸山会が土地購入をしたという事実を明らかにすると、一部週刊誌で指摘された「小沢の隠し資産」、「資産隠し、脱税」などと言われる可能性があり、正当な自己資金だから全く隠す理由や必要もないとまでは言えない。

平成22年5月19日

東京地方検察庁特別捜査部副部長

検察官検事 齋藤隆博 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

木村匡良

捜査報告書

(4億円の出所に関する捜査の状況について)

(罪 名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、陸山会が平成16年10月に世田谷区内の土地（以下「本件土地」）購入に充てた小澤一郎（以下「小沢」）提供の4億円（以下「本件4億円」）の出所に関する捜査状況は、下記のとおりであるので、報告する。

記

1 捜査により判明した事実等

(1) 小沢事務所が受注業者の決定に強い影響力を有すると目されていた胆沢ダムの二つの工事の入札時期に、陸山会に各4億円の不自然な現金入金があったこと

ア 本件4億円は、平成16年10月、石川知裕（以下「石川」）により1508万円が本件土地購入の手付金等として支払われ、その余が陸山会の銀行口座に分散・迂回して入金された（別添1）が、これは、小沢事務所がその受注業者の決定に関して強い影響力を有すると目され、受注を希望するゼネコンやサブコンが小沢事務所にその旨の陳情を重ねていた小沢の地元岩手県水沢市の胆沢ダム堤体盛立工事（第1期）（予定価格約216億円）の入札（同月7日実施）と時期同じくするものであった。

イ さらに、石川は、平成17年3月にも、陸山会の銀行口座に合計4億円の現金を分散・迂回して入金した（別添2）が、これは、同様に受注を希望するゼネコンや



サブコンが小沢事務所に陳情していた**胆沢ダム原石山材料採取工事**（第1期）（予定価格約168億円）の入札（同月10日実施）と時期を同じくするものであった。

- (2) 小沢事務所が胆沢ダムの2工事に関して水谷建設から合計1億円を受領し、最初の5000万円が本件4億円に含まれている可能性が高いこと

胆沢ダム堤体盛立工事と原石山材料採取工事の各下請受注を希望し、その旨小沢事務所に陳情していたサブコンの水谷建設株式会社（以下「水谷建設」）の社長川村尚は、小沢事務所の了承を得て各工事を下請受注することができたが、大久保隆規（以下「大久保」）からその謝礼として2回合計1億円を小沢事務所に支払うよう要求され、平成16年10月15日（金曜日）、大久保の指示を受けた石川に最初の現金5000万円を支払い、さらに平成17年4月19日、大久保に残りの現金5000万円を支払った。このうち、最初の5000万円に関しては、銀行の翌営業日である平成16年10月18日（月曜日）、石川がこれと同額の現金5000万円を本件4億円の一部として陸山会の銀行口座に入金した。

- (3) 小沢らは、本件4億円及び平成17年3月の4億円の各出所について不合理な説明に終始して、出所を明らかにしようとしないうこと

小沢を含む小沢事務所関係者は、水谷建設から合計1億円を受領したことを否定している上、以下のとおり、本件4億円と平成17年3月に陸山会口座に入金された4億円の出所を明らかにしようとしないう。

ア 小沢は、初回の取調べ時に、「本件4億円は、①湯島から深沢への転居の際の不動産の売買差益を積み立てていた大和銀行（当時）衆議院支店の小澤一郎名義の口座から、平成元年11月21日に出金した現金2億円、②親から承継したものが大部分で国会議員になってからの収入も預金されている安田信託銀行（当時）神田支店の妻小澤和子（以下「和子」という。）及び3人の子名義の各口座（以下「小沢家族名義口座」という。）から、平成9年12月15日に出金した現金合計3億円、③小沢家族名義口座から、平成14年4月3日に出金した現金合計6000万円の総計5億6000万円を現金で保管し、平成16年10月に残存していた現金4億数千万円のうちの4億円である」旨説明しながら、その不合理を追及されるや、2回目の取調べで、「本件4億円の由来について具体的記憶はなく、手持ちと銀行から引き出した金が合計で7、8億円あり、3億円くらいの運用を和子に任せ、残りの4億数千万円を自ら保管していたうちの一部である」旨説明を変え、再捜査における取調べでも



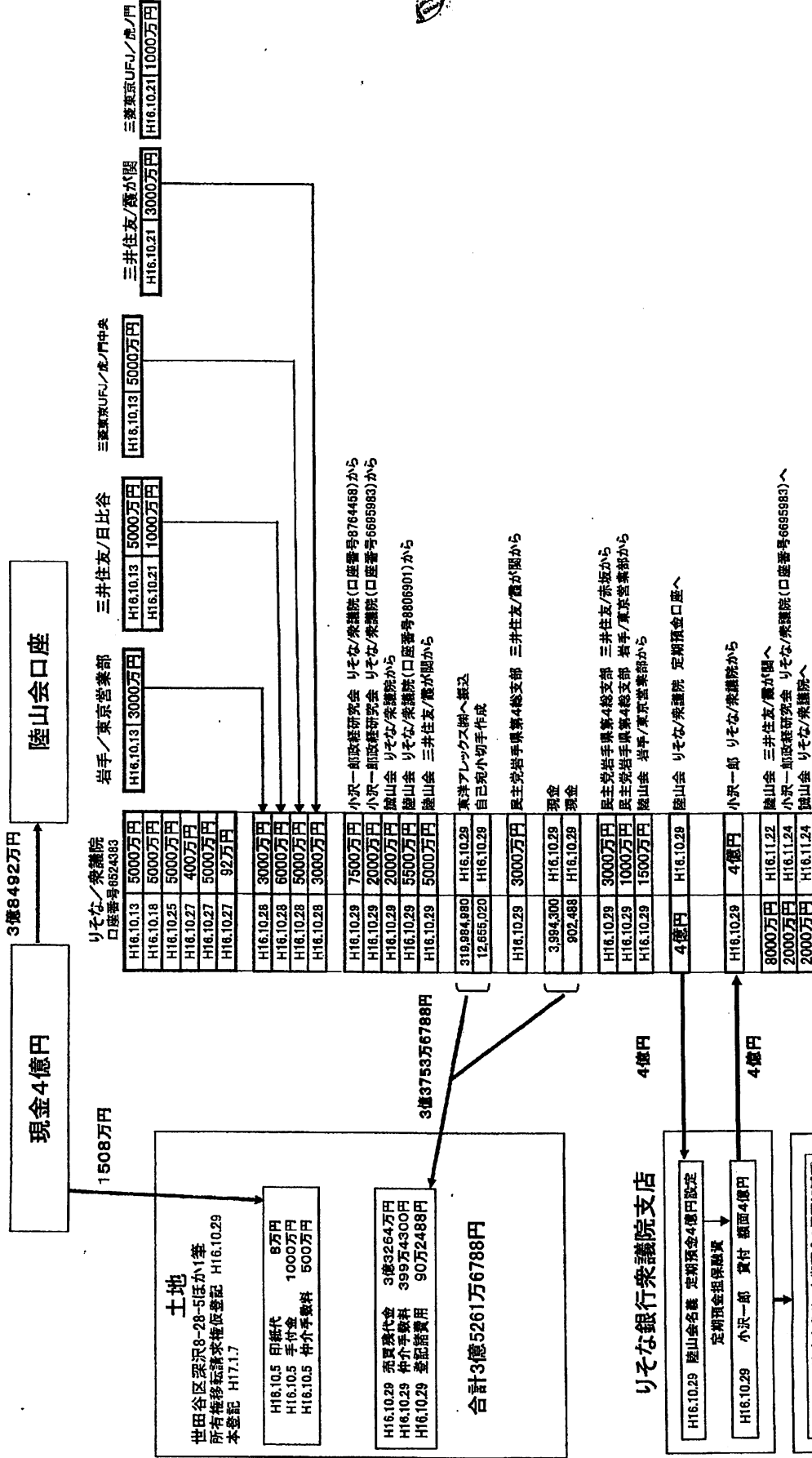
概ねその供述を維持するなど、不合理・不自然な供述に終始して、結局、本件4億円の出所を明らかにしようとしなない。

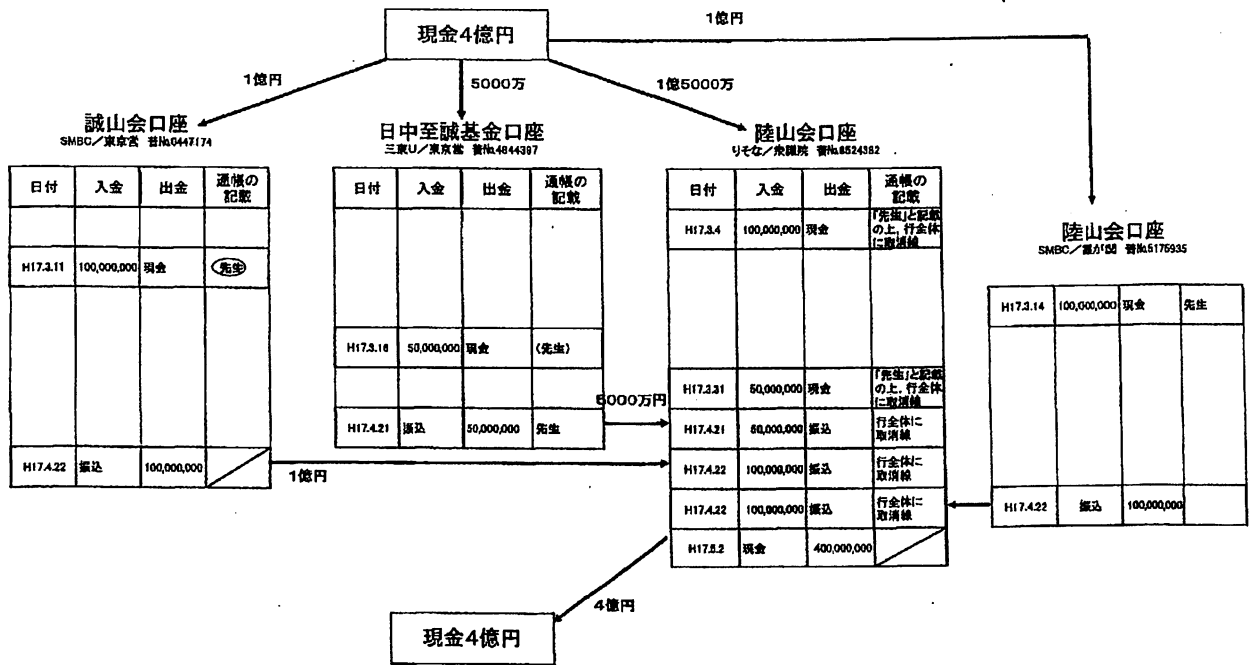
イ 平成17年3月の4億円について、石川は、「小沢に指示されて入出金を行った」旨供述しているところ、小沢は、初回の取調べ時には「全く心当たりがない」旨、2回目の取調べ時には「旧知の八尋護（故人）に依頼され、関連政治団体の改革国民会議と改革フォーラム21の事務所にあった現金を一旦銀行に入れて出した」旨供述を変えたが、既に平成16年9月から12月にかけて八尋の依頼を受けた阿曾重樹が改革フォーラム21の事務所にあった現金15億3000万円を石川も関与して新たに開設した4銀行の口座にすべて入金済であり、小沢の変遷後の供述は極めて信用性に乏しく、結局同4億円の出所も不明である。

2 解明未了の事項

水谷建設のほか、堤体盛立工事及び原石山材料採取工事の下請受注を目指してサブコンである山崎建設株式会社及び株式会社宮本組が、原石山材料採取工事の元請受注を目指してゼネコンである大成建設株式会社がそれぞれ小沢事務所に陳情を繰り返し、実際受注にこぎつけており、別添3のとおり、小沢事務所に闇献金を行っていたことが疑われる状況があったが、具体的な資金提供を解明するまでには至らなかった。

陸山会による世田谷区深沢8丁目所在の土地購入チャート





寄附の内訳		
個人		25,328,475
法人その他の団体		0
政治団体	民主野党千葉県第4区総支部	130,000,000
	小沢一郎政経研究会	150,000,000
	小沢一郎東京後援会	20,000,000
	民主党	3,000,000
	新政治問題研究会	5,000,000
	未来産業研究会	1,000,000
	合計	0
合計		25,328,475
買戻等の内訳		
	東京都品川区品川B-15-1(H17.1.3)	342,640,000
借入金	小沢一郎	200,000,000

	捜査遂行上の障害	証拠関係
<p>山崎建設 (水谷建設と同じ立場のサブコンであり、自ら小沢議員側に献金したほか、ゼネコンからの献金分を拠出した可能性が高い)</p> <p>山崎建設は、H14ころの談合破り事件で鹿島建設の逆鱗に触れ、以降同社と陰悪な関係にあったが、同社が元請として受注した胆沢ダム堤体盛立工事の下請け JV で受注。</p>	<p>右記川端が入院中で、十分な取調べができなかった。</p>	<p>川端俊治専務(当時)が、H16/10/12の全日空ホテルのレストランの領収証に関し、「相手は大久保しかなく、大久保だとすれば胆沢ダムのお願いで現金を渡しているはずだが、具体的な記憶はない」旨供述(椎間板ヘルニアで入院中のため、臨床で取調べ)。</p> <p>山崎繁和社長(当時)が、「H16/9末ころ、川端から『胆沢の件、小沢事務所をお願いしてきていいですか』と言われて了承したところ、入札後しばらくして、川端から『小沢さんの秘書に渡してきました』と言って確か1000万円くらいの現金を渡してきたと報告を受けた」旨供述。</p> <p>浅野学経理部長が、「H16/10月上旬に1000万円の手元現金を本社管理本部で用意。これを、いつ、誰に、いくら渡したかは覚えていない。」旨供述。</p> <p>岩本一男営業担当課長が、「H17/6/14、川端の指示で、東京ブリックビル1階707で、石川に300万円くらいの札束が入っていると思われる現金を菓子折とともに渡した」旨供述。</p> <p>胆沢ダム原石山工事(H17/3入札)に関しても、山崎社長が、「川端が、大成建設の市川正美副社長に3000万円、古林徹支店長に200万円を提供したが、大成は小沢事務所に対する謝礼等に使うものと考えていた」旨供述。</p> <p>川端専務が、「市川に1000万円を渡したが、古林には渡していない」旨供述。</p> <p>他方、大成建設の市川副社長は、「川端から1000万円もらったが、使わないまま自宅に保管していた」旨供述。古林支店長は、川端からの現金受領否認。</p>
<p>宮本組(同上) 関西を基盤とするサブコンであ</p>	<p>右記宮本が入院中で、十分な取調べができなかった。</p>	<p>宮本茂社長(当時)が、「胆沢ダムに関しては、H13/7ころに尼崎で開かれた小沢の資金パーティーで、副社長だった岩村貞夫とともに小沢の秘書(氏名不詳)に200万円渡したほか、大久保に盆暮れに20万円ずつ合計100万円くらいを渡しながらか陳情していた」旨供述(胃腸病で入院中のため、臨床で取調べ)。</p>



<p>り、東北地方ではほとんど実績がなかったのに、胆沢ダム堤体盛立工事の下請けをJVで受注。</p> <p>胆沢ダム原石山工事にも、水谷建設の二次下請として参加。</p>	<p>大久保も、「宮本組を下請に入れるよう、鹿島建設の伊藤尚一郎らに口利きをした」旨自認。</p> <p>宮本組は、下請の金山土木を使って裏金作りをしており、H16/7～17/3、金山土木の口座から合計1億1000万円超の現金出金がある。</p>
<p>水谷建設</p>	<p>ゼネコンが小沢事務所に提供する資金を水谷建設が負担した可能性については解明に至らなかった。</p> <p>川村社長が、水谷功の指示の下で、小沢事務所に提供した水谷建設分の合計1億2000万円の他に、</p> <p>① H16/5/4、水谷功の指示で、小尾建設社長ら3名が香港から持ち込んだ1億5000万円、② H16/6 上旬、水谷功が小尾社長から借り受けた3000万円、③水谷功に対する仮払金として出金された H16/10/29・5000万円、11/22・6000万円の合計2億9000万円の使途不明金があるが、水谷功は、「これらのうち、胆沢ダムの関係で鹿島建設に1億円くらい、大成建設に5000万円くらい貸した可能性はあるが、具体的な記憶はない」旨供述。</p> <p>経理担当の中村重幸常務(当時)が、「水谷功の指示で、胆沢の関係でゼネコンに渡す資金として億単位の現金を用意したことがあったが、時期や誰に渡したかは覚えていない」旨供述。</p>

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry should be supported by a valid receipt or invoice. This ensures transparency and allows for easy verification of the data.

Additionally, it is noted that the records should be kept in a secure and accessible format. Regular backups are recommended to prevent data loss in the event of a system failure or disaster.

The second part of the document outlines the procedures for handling discrepancies. It states that any variance between the recorded amounts and the actual amounts should be investigated immediately.

The process involves identifying the source of the error, whether it was a clerical mistake or a more significant issue. Once the cause is determined, appropriate corrective actions should be taken to prevent future occurrences.

The final section of the document provides a summary of the key points discussed. It reiterates the importance of accuracy, security, and prompt investigation of any issues.

It is concluded that a robust record-keeping system is essential for the smooth operation of any business or organization. By following the guidelines provided, users can ensure that their financial data is reliable and secure.

The document also includes a list of references and a glossary of terms used throughout the text. This is intended to provide further context and clarify any technical language.

The references include various industry standards and best practices related to financial record-keeping. The glossary defines key terms such as 'discrepancy' and 'verification' to ensure a common understanding of the document's content.

平成22年5月19日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

齋藤隆博 

捜査報告書

(再捜査の結果を踏まえた証拠の評価等について)

(罪 名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、再捜査の結果を踏まえ、被疑者の共犯性に関する主要な証拠等について検討した結果は、別添1ないし4のとおりであるので、報告する。

第1 石川供述について

1 小沢の関与に関する石川供述の概要

石川知裕（以下「石川」）は、平成21年12月27日の初回の取調べにおいては、平成16年10月29日に購入した世田谷区深沢八丁目所在の土地2筆（以下「本件土地」）の購入原資として小沢から提供を受けた4億円（以下「本件4億円」）の不記載は当時忙しかつたので忘れてしまっただけであり、本件土地の登記を平成17年1月に繰り延べたのも、当時忙しかつたので登記手続を後任の池田光智（以下「池田」）に任せるためであった旨、平成22年1月14日の第2回目の取調べにおいては、本件4億円の不記載や本件土地購入経費の支出を平成17年分の収支報告書に繰延計上したことにつき、自分が池田に指示して故意に行ったものであるが、書き忘れなどと虚偽の説明をしてきた理由について今は話したくない旨それぞれ述べて、いずれも小澤一郎（以下「小沢」）の関与については供述しなかったが、平成22年1月15日、陸山会の平成16年分の収支報告書不記載の事実により逮捕され、翌16日に勾留された後2月4日に起訴されるまでの間、及び再捜査における取調べにおいて、小沢の関与につき、以下のとおり供述した。

(1) 1月19日付け供述調書

そのころ（本件土地の残代金決済前の平成16年10月中・下旬ころ）、私は、チュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った小沢先生に対しても、「次期代表選前に、今年分の収支報告書が公表される可能性があります。このままですと、3億4000万円の土地購入や4億円の借入れが出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないですか」などと提案したところ、小沢先生も「そうか。それじゃあ、そうしておいてくれ」などと言って、私の提案に賛成してくれました。

（残代金決済直前の平成16年10月下旬ころ、）定期預金担保貸付を受けることにつき、大久保隆規（以下「大久保」）の了解を得る必要があるほか、融資申込書などに自署してもらうことになる小沢先生の了解も必要であると考えたので、（大久保に説明して了解を得た後、）チュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った小沢先生に対し、「深沢八丁目の土地について、銀行からの借入れで決済したという外形を整

えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが
などと言って、定期預金担保貸付の必要性を説明すると、小沢先生も、「おう、分
かった」と言って賛成してくれたのでした。

(2) 1月26日付け供述調書

私は、平成17年3月下旬ころまでに、陸山会の平成16年分の収支報告書の案を完
成させた上、それを大久保と小沢先生に報告して決裁を受けました。

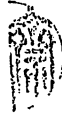
私は、その頃、小沢先生がチュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った機会を捉え、
小沢先生に対し、「先生、収支報告書を提出する前に報告したいんですが、よろし
いでしょうか。」などと声をかけ、池田を同席させ、小沢先生の机の上に、陸山会
ほか4団体の収支報告書案と収支一覧表（各団体の前年度繰越金、収入額、収入総
額、支出総額、翌年への繰越額等をまとめた表）を並べた上、・・例えば、陸山会
についてであれば、・・「昨年の陸山会の収支ですが、収入総額が7億3125万4111円、
支出総額が1億2120万2731円、今年への繰越額が6億1005万1380円となっています
などと言って報告し、その他の4団体についても同じ要領で報告しました。（中略）

小沢先生は、収支一覧表に目をやりながら、私の報告を聞いており、その報告
が一通り終わったところで、「分かった、分かった。きっちりやっておいてくれ
などとおっしゃいましたので、私は、小沢先生が各収支報告書の内容とそれらの
提出を了承してくれたものと理解しました。

(3) 1月30日付け供述調書

（深沢八丁目の土地の所有権移転登記を遅らせたのは、小沢代議士の指示によ
るものではないかとの検事の問いに対し）、いいえ、違います。すでに別の機会に
お話ししましたとおり、私が、小沢先生に対し、「次期代表選前に、今年の収支報
告書が公表される可能性があります。このままですと、3億4000万円の土地の購入
や4億円の借入れが出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地
の取得を来年に回した方がよろしいのではないのでしょうか」と言って提案し、小
沢先生の了解を得て行ったことでした。

（小沢代議士は、「石川が私の了解を得ないでやったことだから、石川がなぜそ
のようなことをしたか分からない」と供述しているが、小沢代議士に無断でやっ
たのかとの検事の問いに対し）、いいえ、私は、先ほど述べたとおり、小沢先生に
理由を説明して、了解を得て行ったのであり、無断で行ったものではありません。



私が小沢先生に無断でそのようなことができるはずはありません。

(定期預金担保貸付に関し、小沢代議士は、「石川から具体的な説明を受けて了承したものではないので、石川がなぜこのようなことをしたのか分からない」と供述しているが、小沢代議士の了解を得ずに行ったのかとの検事の問いに対し)、小沢先生の了解を得ないで行うことはできません。りそな銀行からの融資の債務者は小沢先生本人であり、借入申込書や約束手形には小沢先生本人の署名が必要でしたので、小沢先生にその必要性を説明して、了解を得なければ、できない話でした。

(4) 2月2日付け供述調書

(平成16年分の収支報告書を提出する際、大久保に対してと同様、小沢にも、「小沢先生からお借りした4億円と、深沢の土地購入の件は外しています」などと報告したのではないかと検事の問いに対し)、そのような記憶はありません。小沢先生には、そのような細かいことまで説明しなかったと思います。と言いますのも、これまでお話ししてきたとおり、私は、平成16年10月の時点で、陸山会で深沢八丁目の土地を買った件を平成16年分の収支報告書に記載しないため、代金決済を終了したにもかかわらず、その土地の本登記を平成17年1月7日付けに遅らせるということと、深沢八丁目の土地を買った原資が小沢先生の用立てた4億円ではないという外形を整えることによって小沢先生が用立ててくれた4億円を隠すために、同時期に同額の定期預金担保貸付を受けるということについて、小沢先生に対し、「次期代表選前に、今年の収支報告書が公表される可能性があります。このままですと、3億4000万円の土地購入や先生からの4億円の借入れが出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないのでしょうか。先生に用立てていただいた4億円が表に出ないように、土地代金を銀行からの借入れで決済したという外形を整えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います」などと言って、小沢先生の了解を得ました。要するに、私は、小沢先生に対し、深沢八丁目の土地を買った資金が小沢先生の用立ててくれた現金4億円であることと、平成16年にこの土地を買ったこと自体を表に出したくなかったので、銀行借入で決済したという外形を整えるために定期預金担保貸付を受けるとか、所有権移転登記を来年に回すといっ



た話をしたのであり、「表に出さない」というのは、すなわち、陸山会の平成16年分の収支報告書に記載しないという意味しかありませんでした。平成16年分の収支報告書に記載すれば、それらのことが公になってしまうからでした。したがって、私は、先ほどお話しした定期預金担保貸付を受けることと、深沢八丁目の土地の所有権移転の本登記を翌年に回すことについて、小沢先生の了解を得たことにより、それらを陸山会の平成16年分の収支報告書に記載しないことについても了解を得たものと思っていました。

(5) 2月3日付け供述調書 (9丁のもの)

平成16年10月29日の残代金決済では、この小沢先生が用立ててくれた資金を使って、土地代金など合計3億4000万円くらいを支払うことにしていましたが、その土地代金の決済資金の原資が小沢先生が用立ててくれた現金ではなく、小沢先生個人を経由するとはいえ、実質的には陸山会が銀行から融資を受けた借入金であるという外形を整えることによって、小沢先生が用立ててくれた4億円を隠すため、同時期に、陸山会名義で、りそな銀行衆議院支店に同額の定期預金を設定し、この定期預金を担保として、小沢先生個人が4億円の融資を受け、陸山会がその転貸を受けておこうと考え、10月29日の数日前、小沢先生がチュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った際、「先生からの4億円が表に出ないように、深沢八丁目の土地について、銀行からの借入れで決済をしたという外形を整えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います」などと言って、小沢先生の了解を得ました。このような陸山会名義の定期預金を担保として陸山会が融資を受けることは、それまでも陸山会が不動産を購入する際に行った例がありましたし、また、陸山会が不動産を購入する際に金融機関から融資を受けるに当たり小沢先生を経由することも他の金融機関で行った例がありましたから、小沢先生も、金融機関で行う手続としては、今までにやったことがあるのと同じ手続を行うものと理解されて了承してくれたものと思っていました。(中略)

(平成16年10月29日、りそな衆議院支店における土地の残代金等の決済終了後)、私は、チュリス赤坂の小沢事務所の先生の部屋で、「先日、ご了解いただいている定期預金担保貸付の件ですが、先生ご自身のご署名をいただく必要のある書類がありますので、よろしいでしょうか」と言ったところ、ご自分の机の前に座って



いた小沢先生が、「おう」と言ったので、小沢先生の机の上に融資申込書を置き、融資申込書の「お申込金額」欄や「返済期限」欄、担保預金明細の項目の「担保差入人」欄を指し示しながら、「まず、融資申込書ですが、融資を受ける金額は4億円で、返済期限は来年の10月31日になっています。陸山会で組む定期預金を担保にします」などと言って、融資申込書の内容を説明しました。すると、小沢先生が、「おう、そうか。それで、どこに署名すればいいんだ」とおっしゃられたので、私は、「借入申込人」欄を指し示し、「こちらにお願いいたします」と言ったところ、小沢先生は、その場で「借入申込人」欄に「千代田区永田町2-2-1 605 小沢一郎」と書き込んでくれました。(中略)

この4億円は、1年後の平成17年10月31日を返済期限として借り入れたものですが、平成16年の収支報告書に資産(等)として記載していたことから、私は、その返済期限に定期預金を解約した4億円で一括返済して、平成17年の収支報告書に記載すれば、それがマスコミに知れて、そもそも、何の目的で4億円もの定期預金を組んで預金担保貸付を受けたのかと言うことが問題とされ、最終的には、深沢八丁目の土地の原資が小沢先生の用立てた4億円であることが分かってしまうのではないかと思います。そこで、私は、4億円の返済期限である平成17年10月31日に、担保となっている4億円の定期預金を解約し、その資金で借入金4億円を一括返済するのは避け、複数回に分けて返済することによって、マスコミなどの目をそらすことができると思いました。そして、私は、小沢先生に対し、「1年後に4億円の定期を解約して一括返済すれば、またマスコミに勘ぐられますから、4億円は何回かに分けて返済した方がよろしいかと思います」などと言って、4億円の返済方法について提案すると、小沢先生も、「そうだな。後は、おまえがやっつけ」と言って了解してくれたのでした。(中略)

以上のとおり、平成16年10月29日、陸山会名義で、りそな衆議院支店に4億円の定期預金を設定し、この定期預金を担保として、小沢先生個人が4億円の融資を受け、陸山会がその転貸を受けるといった一連の手続は、私自身が、小沢先生の了解を得て行ったことでした。

(6) 5月17日付け供述調書・検察官田代政弘作成の同日付捜査報告書

私は、これまで、検事に対し、陸山会の平成16年分の収支報告書に必要なことを記載しなかったり嘘を記入した理由、そのことについて小沢先生に報告して了解



承を得ていたこと、陸山会で深沢八丁目の土地を購入するに当たり、定期預金担保貸付を受けることについて小沢先生に説明して了解を得たこと、陸山会の平成16年分の収支報告書が完成した段階で、その提出前に、小沢先生に対し、その概要を説明して決裁を受けたことなどについてお話ししてきました。私がこれまでお話ししてきたことは、全て、私の記憶に基づくことであり、その点については現在でも変わりありません。(中略)

私は、平成16年分の収支報告書に、小沢先生から提供を受けた4億円の収入と深沢八丁目の土地の購入に係る支出などを記載しないことや、その土地の購入原資が銀行からの借入金であるという外形を整えるため、同時期にりそな衆議院支店から4億円の定期預金担保貸付を受けることについて、平成16年10月下旬ころ、チュリス赤坂の小沢事務所で、小沢先生に対し、「次期代表選前に今年の収支報告書が公表される可能性があります。このままですと、3億4000万円の土地購入や先生からの借入金が出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないのでしょうか。先生に用立てていただいた4億円が表に出ないように、土地代金を銀行からの借入れで決済したという外形を整えたいので、陸山会が先生経由でりそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います」などと言ったところ、小沢先生も「そうか。それじゃあ、そうしておいてくれ」などと言って、私の提案に賛成してくれたのでした。私は、小沢先生とこのようなやりとりをしたのが平成16年10月下旬ころの、りそな銀行衆議院支店の担当者に対して預金担保貸付の申込みをする前であり、場所がチュリス赤坂の小沢事務所であったことは覚えていますが、このころは毎日のようにチュリス赤坂の小沢事務所で小沢先生と会っていろいろなやりとりをしていたので、小沢先生がどのような用事でチュリス赤坂の小沢事務所に来たときのことかということや、同席者がいたがどうかといった細かいことについては思い出すことができないのです。ただ、以前にもお話ししたとおり、私が小沢先生に無断で収支報告書の不記載などを決めたり、小沢先生を債務者とする借入れをすることを決めることなどできるはずはありませんでしたので、これらの点について、私が小沢先生に対し、報告や相談をして、その了承を得たことは間違いありません。(中略)

なお、私は、保釈された後、マスコミなどに対し、収支報告書の不記載などに



についての私自身の犯意や、小沢先生に対する報告・了承などを否定していると解釈されかねない発言をしたこともありました。国会議員として政治活動を続けている以上、支援者向けの発言をせざるを得ないことをご理解ください。

(以下捜査報告書) (本件不記載・虚偽記入の理由、これについての小沢への報告・了承、定期預金担保貸付についての小沢への説明・了承、収支報告書案の小沢への説明・決裁の4点に関し、これまで供述して調書にしたことについては、そのとおりに間違いはないかと検事から問われ)、問題はそこですよ。そこをどうするかですよ。(中略) まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。問題は小沢先生に関わるところですよ。だって、一昨日、小沢先生は検事に対し、改めて、私から収支報告書への不記載などについて一切説明を受けていないし、定期預金担保貸付の必要性などについても説明を受けていない、収支報告書案も見せてもらっていないなどと言って供述調書を作ったわけですよ。それなのに、私が、今日、「これまでの供述はそのとおりに間違いありません」ってやったら、小沢先生の説明を否定することになりますよね。でも、先ほどの4点については、これまで検事から何回も聞かれ、私の記憶している限りのことを話して、供述調書も取られているわけですから、それを今更否定して、「あれは嘘です」なんて言えないと思えますし、本当にどうするのが良いのか分からないんですよ。今日は話だけして、供述調書は作らないという選択はないんですか。(中略)

確か、逮捕された次の日でしたから、今年1月16日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、小沢先生に報告して了承を得たことや、小沢先生からの4億円を表に出さないために定期預金担保貸付を受けるという説明をして了承を得たことを大まかに話したと思いますが、私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません」などと言いついていたら、検事から、「貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんですよ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ」って言われちゃったんですよ。これは効いたんですよ。それで堪



えきれなくなつて、小沢先生に報告しました、了承を得ました、定期預金担保貸付もちやんと説明して了承を得ましたって話したんですよね。(中略)

分かりました。いろいろ考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するということで、供述調書を作ってもらって結構です。ただ、また、その供述調書がマスコミに漏れて、「石川議員が小沢氏の説明と矛盾する供述」などと書かれると困りますので、今日、私がそういう供述調書に署名指印したことは絶対に漏れないようにしてください。

2 本件土地購入の原資・時期を偽装した理由等に関する石川供述

一方、本件土地購入の原資や時期を偽装した理由、本件土地購入の経緯についての石川の供述中には、以下のとおり、不合理・不自然な点が見られる。

- (1) 本件4億円を分散迂回入金したり、仮装原資として銀行借入を行った理由に関して、「本件4億円がどのような資金であるかは知らなかったが、小沢が政治活動の中で蓄えた簿外の資金であり、表に出せない資金であると思ったからである」旨供述するのみであり、偽装工作の徹底ぶりとはおよそ不釣り合いな不合理な説明にとどまっている。
- (2) 平成16年10月に購入した本件土地を、平成17年1月に購入したもののように偽装した理由として、逮捕前には「深い意味はなく、当時忙しかったため、登記を翌年に回すことにより、後任の被告人池田に事務を任せるためであった」旨、逮捕直後は「本件土地購入の事実を平成16年分の収支報告書に記載すると、小沢議員が立候補する可能性のある民主党代表選挙が実施される平成17年9月ころに公表されることとなることから、同選挙への影響を避けるためであった」旨、次いで平成17年9月実施の民主党代表選挙が臨時のものであったことを指摘されるや「当時の党内情勢から臨時代表選挙が平成17年下半期に実施される可能性が高いと考えていたことから、その前に本件土地購入の事実を記載した収支報告書が公表されて代表選挙に悪影響を及ぼすのを避けるためであった」旨、その後「本件土地購入の事実を平成16年分の収支報告書に記載してそれが平成17年9月ころに公表されると、平成18年9月実施の民主党の定期代表選挙に向けた党员、サポーターの獲得に支障が出るためであった」旨、合理的な理由なく供述を転々と変えた。

しかし、最終の供述も、本件土地の購入時期を平成17年1月に繰り延べてそれを平成17年分の収支報告書に記載することとすると、その公表が平成18年9月に実施



されることが確実な民主党定期代表選挙と重なって同選挙に最も大きな影響を与えかねないことが容易に予想されたのであるから、著しく不合理であって、結局、これらの供述はいずれも虚偽であると考えられる。

- (3) 本件土地を購入した経緯について、「大久保が小沢の自宅近くで売出中であった本件土地を秘書寮の建設用地として購入することを発案し、小沢に相談して了解を得た上、その資金繰りについて相談してきたが、小沢議員関連政治団体の資金をかき集めれば何とか購入費用は賄える状態であったものの、それでは運転資金が不足することから、自分が小沢にその旨相談し、小沢から4億円を借りることになった」旨の供述に終始した。

しかし、資金繰りの目処もないまま、大久保が小沢に本件土地購入の相談をして了解を得るといふのは極めて不自然であるし、そもそも運転資金が不足するならその分だけ借りれば足り、ましてや本件土地の購入経費約3億5000万円を超える4億円を借りる必要は全くないから、この説明は極めて不自然であって、虚偽であると考えられる。

- (4) 水谷建設側関係者の供述から明らかであるところの、大久保の指示により、石川自らが、平成16年10月15日、水谷建設川村社長から現金5000万円を受領したとの事実を頑強に否認した。

3 石川供述の信用性

石川供述には、その信用性や小沢の共犯性立証における重要性に関し、以下のような肯定的要素と否定的要素があるから、小沢の共犯性を判断するに当たっては、これらの要素を踏まえて石川供述を評価する必要がある。

(1) 肯定的要素

ア 上記1のとおり、石川は勾留当日から被疑者勾留の期間を通じて、ほぼ一貫して、本登記を遅らせることによる本件土地取得時期の偽装や銀行借入の実行による本件土地購入原資の仮装につき、平成16年10月に小沢に報告して了解を得ていた旨供述しており、さらに保釈後の再捜査における取調べにおいても、小沢が石川から偽装工作等について報告を受けたことを強く否定していることとの関係で、どのような供述をすべきか思い悩みながらも、結局、小沢に報告して了承を得たのは真実だからとして供述を維持したこと。

イ 政治家小沢と当時その秘書であった石川の関係から石川が小沢に無断で本件



の偽装工作を行うとは考え難いこと

ウ 融資申込書や約束手形に小沢の署名が必要である本件銀行借入については、その趣旨目的を小沢に説明することなしには実行し得ないと考えられること

エ 国会議員になった現在でも小沢を師と仰ぐ石川がことさら小沢を罪に陥れるような虚偽の供述をすることは考え難いこと

オ 石川が小沢に報告しその了承を得たと供述していることについて、小沢は「信じられない」などと供述するばかりで何ら有効な弁解をしていないこと

カ 石川が偽装工作の理由等に関して不合理・不自然な供述に終始しているのは、本件4億円がその出所を明らかにすることができないものである一方、本件偽装工作の真の動機（小沢事務所には水谷建設から現金5000万円を受領したことを始め、胆沢ダム堤体盛立工事に関して建設業者から闇献金を受けていたのではないかと疑われる状況があったため、そのような嫌疑を受けて本件4億円の出所を詮索されることなどを回避する必要があったこと）を明らかにできないことから、苦し紛れの説明をせざるを得なかったもので、小沢の関与についてどう供述するかとは局面を異にする上、石川が小沢の関与を実際より強める方向で虚偽の供述に及ぶことはおよそ考え難いこと

(2) 否定的要素

ア 上記2のとおり、石川が、本件土地購入の原資や時期について偽装工作を行った理由等について不合理・不自然な供述に終始しており、全面的に真相を自白している訳ではないことに照らすと、石川が供述する偽装工作に対する小沢の了解も作り話である可能性ないとはいえないこと

イ 石川供述においては、小沢の了解を得たとする場面が必ずしも具体的なものではなく、そのやりとり自体に迫真性があるとは言えないこと

ウ 石川の説明に対する小沢の反応も「おう、分かった」といった受け身のもので、小沢自身が各偽装工作の実行にどの程度の関心を持っていたかもやりとり自体からは判然とせず、各偽装工作が収支報告書の不記載や虚偽記入にどう結びつくかについて小沢がどこまで理解していたかもやりとり自体からは必ずしも明らかでないこと

第2 池田供述について

1 小沢の共犯性に関する池田供述の概要

池田光智は、平成22年1月15日、陸山会の平成17年分、19年分の収支報告書虚偽記入等の事実により逮捕され、翌16日から2月4日の起訴を経て同月5日に保釈されるまで勾留されたが、逮捕の前後及び再捜査における取調べを通じて、小沢の関与に関し、以下のとおり供述した。

(1) 平成21年12月25日付け供述調書

(本件土地代金の支払を平成16年分ではなく17年分の収支報告書に記載したことを小沢らにどのように説明したかとの検事の問いに対し)、平成17年分の収支報告書に平成16年中に支払った土地代金等の支出を記載したことについては、その提出前に、私から小沢一郎代議士に対し、「支出のうち、約3億5000万円は深沢8丁目の土地代金等です」などと、平成16年中に支出済の土地代金等が平成17年分の収支報告書の支出に含まれている旨説明しました。

(2) 平成22年1月20日付け供述調書

(本件土地購入経費を平成16年10月に支払ったのに、同年分の収支報告書に記載せず、所有権移転登記を繰り延べて、平成17年分の収支報告書に記載した件に関し)、その理由について、私は、当時の陸山会の事務担当者であった石川知裕から説明を受けた際、「先生の了解を得てやっていることだから」などと、小沢一郎代議士と話し合った上で、登記時期をずらして平成16年分ではなく平成17年分の収支報告書に記載することにしたのだということも聞いておりました。私は、当時、陸山会の事務担当者であった石川と代表者であった小沢一郎代議士との関係からすれば、石川が小沢一郎代議士に無断でそのようなことをやるはずはないと思っておりましたので、石川からそのような話を聞き、もっともなことだと納得しました。

(3) 1月27日付け供述調書

(平成19年2月に週刊文春から送付された質問書に対する回答書に関し)、この回答書の1枚目の「2」の項目中、深沢8丁目の土地に関して書かれている「御指摘の平成17年の資産公開に記載されている貸付金と借入金は、実質は「陸山会」がそ



の所有不動産取得のために金融機関から借り入れたといい得ますが」という文章中の「いい得ますが」という部分が、「ものでありますが」と手書きで断定口調で訂正されていますが、これも、私が小沢先生から指示された訂正を書き込んだものです。(中略)

回答書案では、りそな銀行衆議院支店からの4億円の借入れと陸山会に対する4億円の転貸についても、実質は「陸山会がその所有不動産取得のために」、すなわち平成16年10月29日に代金決済された深沢8丁目の土地を購入するために、「金融機関」、すなわち、りそな銀行衆議院支店から借り入れたものだとしています。(中略)

この回答書の文章では、深沢8丁目の土地の購入に金融機関からの借入金が充てられたという趣旨のことが断定的に書かれていますが、これは事実と違っており、小沢先生は、私に対して、この回答書の内容に関し、虚偽の説明を記載するように指示し、週刊文春に対して虚偽の回答をするように指示したのでした。

(4) 1月29日付け供述調書

私は、石川さんからは「必ず先生にも報告しなければならない」という引継ぎを受けていたので、毎年、収支報告書を提出する前に、チュリス赤坂の陸山会の事務所で直接小沢先生と会い、収支報告書の原案や、先ほどお話しした私が作成した陸山会等、5団体の年間の収入と支出をまとめた一覧表を基にして、寄附金を中心とした全体の収入金や支出金の総額等を報告し、小沢先生の決裁を得ていました。

(5) 2月1日付け供述調書

(りそな銀行衆議院支店から借りた4億円の返済期限である平成17年10月31日が近づいたころ、同支店の担当者から返済の有無等を尋ねられたのに対し)、私は、すぐには返答せず、石川さんから引継ぎがあったとおおり、小沢先生に相談しました。私は、チュリス赤坂の陸山会の事務所か、世田谷区深沢6丁目の自宅のどちらかで、小沢先生に、「石川さんから引き継いでおりますが、4億円の融資の返済期限がきました。定期を半分崩してまず2億円を返済するということでよろしいでしょうか」と尋ねました。これに対して、小沢先生は、「おう、それでやってくれ」と言って、定期預金を半分崩して2億円を返済するよう指示しました。さらに、私は、小沢先生に「残りの2億円はどうすればよいでしょうか」と尋ねました。そう



したところ、小沢先生は、「前と同じにやってくれ」と言って、残り2億円については、もう1年間、前と同じように陸山会の定期預金を担保にして借入を継続して、今回と同じように1年後に定期預金を取り崩して返済するように指示しました。(中略)

ところで、新たな2億円の返済期日は平成18年10月31日でしたが、平成18年3月に入ったころ、私は、チュリス赤坂の陸山会事務所であったと思いますが、小沢先生から、「陸山会が引き続き借りている2億円の利息の額はどれくらいなの」と尋ねられました。私は、小沢先生に対し、年間に支払う利息として200万円余りの金額を答えたと思うのですが、それに対して小沢先生が、「それだと利息がもったいないから、早く返した方がいい」などと、利息を支払うのがもったいないから銀行に対し残りの2億円を返済するよう言ってきたのでした。

(6) 2月3日付け供述調書 (15丁のもの)

(大久保に報告して了解を得た後)、私は、石川さんからも言われていたので、平成18年3月ころ、(平成17年分の)収支報告書の原案の内容等について、小沢先生にも報告して了解をもらいましたが、その前にも一度、私は、平成17年12月末ころから平成17(18の誤記)年3月までの間に、小沢先生が、「最終確定のものでなくてもよいから、陸山会など5団体の収入と支出の総額がどれくらいになるか教えてくれ」などと言ってきましたので、チュリス赤坂の陸山会の事務所であったと思うのですが、私は、直接小沢先生と会って、私が作成した陸山会等、その時点の5団体の年間の収入と支出をまとめた一覧表を基にして、寄附金を中心とした5団体全体の収入金や支出金の総額、繰越額等をまとめて報告したことがありました。そして、このように、収支報告書に記載する収入や支出の金額の説明をする中で、私は、平成17年3月ころに石川さんから「平成16年に支払った深沢8丁目の土地の売買代金等の支払を登記日に合わせて平成17年の支出として計上することについては、小沢先生の了解を取っていた」と聞いたことを思い出し、その機会を利用して、小沢先生に対し、「石川さんから引き継いだとおり、平成17年の収支報告書に、平成16年に支払った深沢8丁目の土地の約3億5000万円を計上しておきますから」と言って、念のため報告しておきました。これに対し、小沢先生も、「あ、そうか。分かった」と言って肯き、深沢8丁目の土地の売買代金等の支払を、平成17年の収支報告書に支出として計上することを了解しました。(中略)



深沢8丁目の土地の売買代金等の支出の計上は、石川さんからも「小沢先生の了解を取っている」とのことだったので小沢先生にも報告しておきましたが、(収支報告書の収支のつじつまを合わせるための3億円の)架空寄附の計上については、あらかじめ小沢先生の了解を取っておらず、私の独断でやってしまったことでしたし、それに、3億円という金額の大きさから、私もさすがに少し後ろめたい気持ちがあり、小沢先生から「いい加減なことをしている」と思われるのも嫌だったので、言い出せなかったと思います。(中略)

私は、平成20年3月ころ、直接小沢先生と会って、(平成19年分の)収支報告書の原案の内容等について、小沢先生にも報告して了解をもらいましたが、私は、その前に一度、やはり小沢先生からの指示に応じて、平成19年末ころから平成20年3月までの間に、チュリス赤坂で、陸山会等、チュリス赤坂を事務所とする5団体の、その時点の年間の収入と支出をまとめた一覧表を基にして、寄附金を中心とした5団体全体の総収入額や総支出額、繰越額等を報告したことがありました。その際、私は、本来であれば収支報告書に計上すべき小沢先生からの借入金4億円の返済も、簿外にして収支報告書に計上しないことを考えておりましたので、やはり返済を受けた立場の小沢先生にも報告して了解を取っておくべきだろうと考えました。そこで、その機会であったと思いますが、私は、小沢先生に対し、「先生に返済しました4億円については収支報告書には、載せませんので」と言って、報告しました。すると、これに対し、小沢先生も「そうか、分かった」と言って、簿外の借入金4億円の返済を平成19年の収支報告書に支出として計上しないことを了解しました。

(7) 検事蜂須賀三紀雄作成に係る5月18日付け捜査報告書

(平成17年分の収支報告書提出前に、小沢に「石川から引き継いだとおり、平成17年分の支出に平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上している」旨報告して、了承を得たことに関し)、そのような報告、了承は一切ありません。(中略) 中身にわたる報告は一切しておりません。

(平成19年分の収支報告書提出前に、小沢に「先生に返済した4億円については収支報告書に載せませんので」と言って報告し、小沢の了承を得たことに関し)、そのような報告、了承は一切ありません。(中略)

(小沢への報告・了承を供述し、検察官がその場で録取した調書を読み聞かせ



てもらい、時間をかけて閲読し、誤りがないことを確認して署名した供述調書に
関し)、本日、どうしてこれらの供述調書の内容を否定するような供述をしたか、
その理由について、合理的な変遷理由を教えてもらいたいと問われても、うまく
言い表せません。合理的といえるかどうか分かりませんが、供述を変えた部分は
当時から明確な記憶があったわけではなかったものの、そうだったかな、そのよ
うな気がするなどと曖昧な記憶に基づいて話して調書になってしまった部分でし
た。・・自分の中で、元々、曖昧ながら供述してしまっていた事柄について、冷静
になって記憶を呼び戻した結果、はっきりとなかったと思いついたというほかあ
りません。・・また、平成17年分の収支報告書に平成16年に支払った深沢8丁目の
約3億5000万円の地と代金を計上することを小沢先生に報告し、了承を得たこと
について、逮捕前の任意の取調の際、大久保秘書にはそのような報告をした記憶は
ないが、小沢先生には報告し、了承を得たというように区別して供述しているこ
とから、実際の記憶に基づいて良く区別し、記憶のままに話したものではないの
かと言われると、確かに、大久保秘書に報告した記憶はなかったものの、小沢先
生には日頃チュリス赤坂にいることもあって報告したかもしれないと思ったので
そう供述しましたが、あくまで曖昧な記憶しかなかったのに断定的に供述してし
まったものです。現在、報告したかもしれないと曖昧ながら思っていたものが、
なかったと完全否定に転じる理由について問われても、冷静になって記憶を改め
て確認した結果としか言いようがありません。平成19年分の収支報告書に小沢先
生に返済した4億円の支出を記載しない旨報告し、了承を得たというところも、勾
留満期間際で、早く終わらせてしまいたいとの思いから、曖昧な記憶しかなか
つたものを迎合的に断定的に供述して供述調書の作成に応じてしまったもので、今
問われれば、そのような報告、了承の事実はなかったということです。(中略)

・・自分の供述が小沢先生の刑事処分に影響を与えるものであることは分かっ
ています。小沢先生の刑事処分に影響を及ぼしかねないことで慎重になっている
ことは事実です。・・小沢先生の供述が影響していないかと言われるれば必ずしも否
定できません。

2 池田供述の信用性

- (1) 池田は、上記のとおり、再捜査における取調べにおいて、平成17年分収支報告
書の虚偽記入及び平成19年分収支報告書の不記載について、各小沢に報告し、了



承を得た旨のそれまでの供述を翻し、これを完全に否定するに至ったが、当時曖昧ながら記憶していたのにその後よく思い出してみたらそのような事実は一切なかったという変遷理由に係る池田の説明は著しく不自然であり、池田が逮捕前から、大久保への報告を否定しつつ、小沢への報告・了承を供述していたことや、再捜査における取調べにおいては自らの供述が小沢の刑事処分に影響を及ぼしかねないことをおそれていることが明らかであることなどから、池田の変遷後の供述は信用できない。

(2) そこで、池田の従前の供述の信用性を検討すると、池田供述には、その信用性や小沢の共犯性立証における重要性に関し、以下のような肯定的要素と否定的要素があるから、小沢の共犯性を判断するに当たっては、これらの要素を踏まえて池田供述を評価する必要がある。

ア 肯定的要素

- (ア) 平成17年分の陸山会の収支報告書に平成16年に支払った本件土地購入経費を支出として計上することにつき、逮捕前から、大久保への報告は否定しつつ、小沢に報告して了解を得ていた旨供述していたこと
- (イ) 政治家小沢と当時その秘書であった池田の関係から、たとえ池田が石川から本件土地購入時期の繰り延べに伴う収支報告書の虚偽記入について小沢の了解を得ている旨の引継ぎを受けていたとはいえ、小沢に無断で巨額の虚偽記入を行うとは考え難いこと
- (ウ) 池田には小沢を罪に陥れるような虚偽の供述をする動機も窺えないこと
- (エ) 池田が小沢に説明して了解を得ていた旨供述していることについて小沢は「信じられない」などと供述するのみで何ら有効な弁解をしていないこと

イ 否定的要素

- (ア) 小沢の関与に関する池田の供述はいずれもいわば小沢に報告してその了解を得たとの結論のみを述べるもので迫真性に欠け、他にこれを裏付ける証拠もないこと
- (イ) 小沢の反応も「そうか、分かった」といった受け身のもので、そのやりとりからは小沢自身が収支報告書不記載等にどの程度の関心を持っていたかも判然としないこと

第3 小沢が融資申込書等に署名していた事実について

1 融資申込書等に署名したことに関する小沢の弁解

小沢は、本件土地購入の原資を偽装するために小沢一郎経由でりそな銀行衆議院支店から借り入れた4億円（以下「本件銀行借入」）に際し、融資申込書や約束手形に署名したことに関し、「石川から特に説明を受けることもなく、求められるままに署名したもので、過去に陸山会が不動産を購入した際にも、定期預金を担保に借入れをしたり、自分を經由して借入れをしたことがあったので特におかしな手続であるとは思わなかった」旨弁解する。

しかし、まずもって、年間約450万円もの金利負担を伴う4億円もの債務負担行為の趣旨・目的を理解しないまま、その融資申込書や約束手形に署名したとの点については、極めて不合理・不自然である。

2 過去の不動産取引における銀行借入

一方、陸山会は、平成6年から平成15年までの間に、定期預金や購入不動産を担保に銀行から融資を受けて9件の不動産を購入している（このうち、不動産担保で融資を受けて購入した2物件につき、政治団体には融資しないとの当該銀行の方針により、小沢が一旦銀行から融資を受けた上で、陸山会に転貸している。）ところ、このうち4件は、陸山会や関連政治団体の手持ち資金で購入費用を賄えるのに、敢えて手持ち資金で定期預金を設定してこれを担保に融資を受けて購入したものである。

平成6年に陸山会がこのような定期預金担保融資を初めて受けた際の銀行側担当者らの供述によれば、陸山会が敢えてこのような経済合理性に反する行為に及んだのは、陸山会が多額の資金を保有し、それで不動産を購入していることについてマスコミ等に騒がれることを嫌ったものと認められるが、従来は、陸山会を含む関連政治団体の手持ち資金で定期預金を設定して、これを担保に銀行から借り入れた資金で代金等を支払っており、不動産購入の実質的原資が手持ち資金であったため、団体間の寄附を記載する必要が生ずる場合があるのを別にすれば、陸山会等関連政治団体の外部からの収入に関する収支報告書への不記載の問題は生じていない。

3 小沢が融資申込書等に署名していたことの評価

小沢の共犯性に関し、小沢が融資申込書等に署名していた事実を評価するに当た



っては、以下のような肯定的要素と否定的要素を勘案して行う必要がある。

(1) 肯定的要素

過去の定期預金担保借入とは異なり、本件銀行借入により仮装の原資を作出し、これにより隠そうとしている本件土地購入の原資は本件4億円という外部からの収入であり、このことはこれを提供した小沢自身が最もよく知っていたし、真の原資を収支報告書に記載したのではこれを隠すことにならないから、これを隠そうとする以上不記載の問題が生ずるのは当然であって、このような銀行借入を行うことを了承して自ら融資申込書等に署名している以上、当然に不記載についても了承したものと認められること

(2) 否定的要素

上記のように過去の同様の定期預金担保借入についてはいずれも収支報告書不記載等の問題が生じていなかったことに照らすと、小沢が本件の融資申込書等に署名した時点でどこまで収支報告書との関係を明確に意識していたかについては、必ずしも判然としない部分もあること

第4 本件4億円の出所に関する小沢供述について

1 本件4億円の出所に関する小沢供述の要旨

小沢は、初回の取調べ時に、「本件4億円は、①湯島から深沢への転居の際の不動産の売買差益を積み立てていた大和銀行（当時）衆議院支店の小澤一郎名義の口座から、平成元年11月21日に出金した現金2億円、②親から承継したものが大部分で国会議員になってからの収入も預金されている安田信託銀行（当時）神田支店の妻小澤和子（以下「和子」という。）及び3人の子名義の各口座（以下「小沢家族名義口座」という。）から、平成9年12月15日に出金した現金合計3億円、③小沢家族名義口座から、平成14年4月3日に出金した現金合計6000万円の総計5億6000万円を現金で保管し、平成16年10月に残存していた現金4億数千万円のうちの4億円である」旨説明したが、2回目の取調べで、「本件4億円の由来について具体的記憶はなく、手持ちと銀行から引き出した金が合計で7,8億円あり、3億円くらいの運用を和子に任せ、残りの4億数千万円を自ら保管していたうちの一部分である」旨説明を変え、再捜査における取調べでも概ねその供述を維持した。

2 本件4億円の出所に関する小沢供述の信用性

しかし、上記小沢供述は、以下のとおり、著しく不自然であり、小沢が本件4億円の出所について明らかにしようとしなないことは、小沢に本件不記載・虚偽記入に係る動機があったことを示している。もともと、これは小沢の共犯性を直接裏付けるものではない。

- (1) 小沢は、本件4億円の出所に係る当初の説明をマスコミに配布するなどして本件4億円が正当な資金であることを主張していたのに、その不自然さを追及されるや、全面的にこれを撤回して結局その出所を何一つ明らかにしていないし、供述変遷の理由についても「1回目の取調べや記者会見で説明したことは、その時点で判明した銀行の記録に基づいてこれであろうという推測で説明したものでありますが、更に銀行の調査をしたところ、違うということで判明した事実を申し上げただけであり、供述を変えたということとは違うと思います」などと強弁するのみで、およそ合理的な説明をしていない。
- (2) 当初の説明に関しては、元来隠す必要のない資金であり、現にそれまで銀行預



金として保管していたものであるなら、そのような極めて多額の資金を、特段の理由もないまま引き出して、長いもので14年もの間、現金で保管しておくのは、運用の観点からも安全の観点からも極めて不自然・不合理である。また、上記③の6000万円の出金に関し、和子は、出金手続を依頼した銀行員に対し、自宅隣地に建築する同議員の第二邸宅の費用の一部に充てる旨説明し、実際ほぼこれに見合う金額の費用が現金で支払われているから、同6000万円を現金で保管していたとの小沢議員の説明はこれに反する。

- (3) 小沢は、平成11年に和子名義で自宅隣地を購入する際、大和銀行（当時）衆議院支店の担当行員に対し、全額同支店からの借入金で購入したいとして融資を申し込み、同年5月及び8月に同支店から和子名義で合計3億5000万円を、年1.975パーセントの金利で借り入れたが、上記①、②の合計5億円が手元に残っていたのであれば、あるいは、和子運用のものを含め、多額の手持ち資金があるのであれば、それで賄うのが自然であり、あえて年約700万円もの金利負担をして借入を行うのは著しく不合理である。